○法務省令第十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

法務大臣　江田　五月

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び大阪保護観察所」を「、大阪保護観察所及び福岡保護観察所」に改める。

第九条第一項中「さいたま保護観察所」の下に「、千葉保護観察所」を加え、「及び名古屋保護観察所」を「、名古屋保護観察所及び広島保護観察所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○法務省令第十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

法務大臣　江田　五月

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「首席審査官五人」を「首席審査官六人」に改める。

第七条第二項の表名古屋入国管理局の項中

就労審査担当	就労（技能実習を除く。）を目的とする第七号、第八号の二、第九号及び第二十四号に掲げる事務
留学・研修審査担当	前項第二号から第六号まで及び第八号の二に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第一号、第七号、第九号及び第二十四号に掲げる事務

を

審査管理担当	前項第二号から第六号まで、第八号の二及び第二十四号（就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当が分担する事務を除く。）までに掲げる事務
就労審査担当	就労（技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第一号、第七号、第八号の二、第九号及び第二十四号に掲げる事務
留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第一号、第七号、第八号の二、第九号及び第二十四号に掲げる事務

に、

調査記録担当	前項第二十一号から第二十三号までに掲げる事務

を

実態調査担当	前項第二十一号に掲げる事務

に改める。

第七条第三項中「東京入国管理局」の下に「、名古屋入国管理局」を加える。

第二十二条第一項中「二百九人」を「二百二十人」に改める。

第二十三条第一項中「九十二人」を「九十三人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○法務省令第十二号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

法務大臣　江田　五月

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「四千四十円」を「三千九百五十円」に改める。

別表第二第七級の項障害の程度の欄第十二号中「女子の外貌（ぼう）」を「外貌」に改め、同表第九級の項障害の程度の欄に次の一号を加える。

十七　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第二第十二級の項障害の程度の欄第十四号中「男子の外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同表第十二級の項障害の程度の欄第十五号及び同表第十四級の項障害の程度の欄第十号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（支給基礎日額に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の額の算出の基礎となる額については、なお従前の例による。

（障害の等級に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前に生じた障害手当金又は特別手当金（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百条第二項又は第四項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による障害手当金又は特別手当金をいう。以下同じ。）の支給事由に係る障害に関する刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の日前に生じた障害手当金又は特別手当金の支給事由に係る障害であって、この省令による改正前の規則別表第二第十二級の項障害の程度の欄第十四号及び同表第十四級の項障害の程度の欄第十号に該当するもの（平成二十二年六月十日前に障害手当金又は特別手当金の支給事由が生じたものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該障害に係る障害手当金又は特別手当金の支給事由が生じた日から、この省令による改正後の規則別表第二の規定を適用する。